

東浦町公用車広告掲載に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、東浦町の共用車及び業務車（東浦町自動車等運行管理規程（昭和59年訓令第1号）第2条第2号に規定する共用車及び同条第3号に規定する業務車をいう。以下「公用車」という。）の広告掲載に関して、東浦町有料広告掲載要綱に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載車両)

第2条 広告の掲載は、公用車のうち、町長が広告掲載を認める車両に行うものとする。

(広告掲載の規格等)

第3条 広告掲載の規格、枠数及び掲載料は、別表のとおりとする。

2 広告掲載の位置は、公用車の前部座席扉又は後部座席扉の左右両側面とする。

3 広告の内容及びデザインが東浦町有料広告掲載要綱第3条及び東浦町有料広告掲載基準第2条に規定するもののほか、公用車に掲載することが適当でないと町長が判断したものは掲載しない。

(広告掲載の募集)

第4条 広告掲載の募集は、広報ひがしうら及び町ホームページで行うものとする。

(広告掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、月の初日から末日までの1か月を単位として、最大で連続して12か月まで掲載することができる。

2 申込者の希望により、掲載初日を月の途中から、また、掲載終了日を月の途中とすることもできる。この場合、広告掲載料は、掲載初日の属する月及び掲載終了日の属する月は、1か月掲載したものとみなして算定する。

3 天災、事故、故障、点検、車検等により1か月の広告掲載日数が月の半分に満たない場合は、広告掲載料を返還するものとする。

(広告掲載料の還付)

第6条 広告主は、前条第3項の規定により、広告掲載料の還付を受けようとする場合は、東浦町公用車広告掲載料還付請求書（様式第1）を町長に提出するものとする。

2 返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載の取下げ)

第7条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取り下げる場合は、東浦町公用車広告掲載取下申出書（様式第2）を町長に提出するものとする。

2 前項の規定により、広告掲載を取り下げた場合は、東浦町有料広告掲載要綱第11条の規定に基づき、納入済みの広告掲載料は、還付しない。

(広告主の責務)

第8条 広告主は、掲載広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、町長が指定する期日までに広告物を作成し、公用車の使用に支障が生

じないよう町長と協議の上、日程等を決定し、町長の指示により掲載するものとする。

3 広告主は、広告の掲載により、公用車の車体表面、塗装、構造等を破損したときは、広告主の負担により原状回復するものとする。

4 掲載中の広告の破損、紛失等について、町はその責を負わない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年12月1日から施行する。

別表（第3条関係）

規格	1台当たりの 枠数	広告掲載料（消費税及び地方消費税を含む。）
マグネット製平版にインクジェット印刷ラミネート貼りにより広告デザインを施したもの 縦 400mm 以内×横 600mm 以内 ※四隅を丸くカッティングすること。	2 枠	2 枠 1 月 1,500 円

様式第1 (第6条関係)

年 月 日

東浦町公用車広告掲載料還付請求書

東 浦 町 長

申込者 住所
名称
代表者職氏名 印
電話

東浦町公用車広告掲載に関する取扱要領第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり広告掲載料の還付を請求します。

記

還付対象期間	年 月～ 年 月 (か月)	
請 求 額	円	
振込先	金融機関名	銀 行 信用金庫 本店・支店 農業協同組合
	預金種目	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄
	口座番号	
	(フリガナ) 口座名義	

様式第2（第7条関係）

年 月 日

東浦町公用車広告掲載取下申出書

東 浦 町 長

申込者 住所
名称
代表者職氏名 印
電話

広告掲載を取り下げたいので東浦町公用車広告掲載に関する取扱要領第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり申し出します。

記

取下日	年 月 日
取下理由	